

外国 E T F に係るサポート・メンバー制度の導入について（案）

平成 2 0 年 3 月 2 5 日  
株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>趣旨</p> <p>概要</p> <p>1 . 外国 ETF サポート・メンバーの役割</p> <p>( 1 ) 位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国 ETF は、多種多様な投資対象に連動する商品が存在しており、当取引所への上場により日本の投資家が外国 ETF に投資する機会が拡大することが期待されております。</li> <li>・ 一方、外国 ETF は、重複して上場されている外国の取引所が売買の中心となることに加えて、株式における主幹事証券会社や内国 ETF における指定参加者のような流動性維持に関与する存在がないことから、当取引所は、取引参加者において、外国 ETF の流動性の向上について支援が可能な取引参加者を確保し、もって投資者の投資機会を適切に確保する観点から、外国 ETF サポート・メンバー制度を設けることとします。</li> <li>・ 当取引所が外国 ETF サポート・メンバーとして指定する取引参加者は、当該指定に係る外国 ETF について、円滑な流通の確保に努めるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国 ETF には、外国 ETF 信託受益証券、外国商品現物型 ETF 及び外国商品現物型 ETF 信託受益証券を含みます。</li> <li>・ 左記の円滑な流通の確保に関する努力義務は、業務規程第 68 条に基づく、外国株の主幹事証券会社や内国 ETF の指定参加者と同様のものです。</li> </ul>

項目	内容	備考
(2) 円滑な流通への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該指定に係る銘柄の円滑な流通の確保について、当該銘柄の特性、市場の状況等を勘案して、外国 ETF サポート・メンバーとして指定を受けた取引参加者が適当と判断する範囲内で行うこととします。</li> </ul>	
2. 外国 ETF サポート・メンバーへの指定手続き (1) 指定手続  (2) 指定の辞退  (3) 指定の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国 ETF サポート・メンバーへの指定を希望する取引参加者は、外国 ETF の銘柄ごとに、当取引所が定めるところにより、当取引所に申し込むものとします。</li> <li>当取引所は、取引参加者からの申込に基づき、当該銘柄ごとに、当該取引参加者を外国 ETF サポート・メンバーに指定します。</li> <li>外国 ETF サポート・メンバーについては、その指定の申込の際に、円滑な流通の確保に関する基本の方針を当取引所に提出するものとします。なお、当取引所に提出された基本の方針は公表いたしません。</li> <li>外国 ETF サポート・メンバーが指定を辞退する場合には、その指定後 6 か月経過した日以降の日（指定辞退日）を指定して、指定辞退日の 1 か月前までに書面にてその旨当取引所に通知することによりおこなうこととします。</li> <li>当取引所は、外国 ETF の市場秩序の維持、投資者保護の観点から必要と認める場合には、指定を取り消すものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場時以降の指定手続も可能です。</li> <li>短期間での辞退は投資者への混乱を招く可能性があることから、指定から辞退までの最低 6 か月の期間をおくこととします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
( 4 ) 通知・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当取引所は、取引参加者を外国 ETF サポート・メンバーとして指定したとき、外国 ETF サポート・メンバーが辞退したとき又は当取引所がその指定を取り消したときには、その旨を各取引参加者に通知します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の投資者に向けた公表は、当取引所ホームページを通じて行います。</li> </ul>
( 5 ) 取扱担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国 ETF サポート・メンバーは、当取引所との間の連絡を行うため、あらかじめ役職員のうちから、外国 ETF サポート業務取扱担当者を選任し、当取引所に届け出るものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱担当者の変更についても、その旨、届け出るものとします。</li> </ul>
3 . 取引料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当取引所は、外国 ETF サポート・メンバーに指定された取引参加者について、当該指定に係る銘柄の取引代金（年間累計）のうち当該取引参加者が円滑な流通の確保に用いるとして指定した勘定に基づく取引料を返戻いたします</li> <li>・返戻の算出に使用する取引料率は、有価証券の売買について月間の売付代金及び買付代金の合計金額によって区分された料率のうち、200 億円を超え 2,000 億円以下の金額についての数値とします。</li> <li>・返戻の算出に使用する標準料率は、当月の売買代金が 20 兆円以下の場合についての数値とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勘定の指定は、自己又は委託のいずれか一方の選択となります。</li> <li>・平成 20 年 3 月現在における返戻は、銘柄について指定された勘定の売買代金に万分の 0.261 を乗じた額となります。</li> </ul> <p>取引料率は 0.9、標準料率は万分の 0.29</p>
4 . 上場制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国 ETF の新規上場申請者に対して、一又は二以上の取引参加者から、外国 ETF サポート・メンバー、又は外国 ETF サポート・メンバーに準じるものとして指定の申込が行われる見込みがあることを求めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国 ETF サポート・メンバーに準じるものとしての指定を受ける取引参加者は、業務規程第 68 条に基づき当該外国 ETF の円滑な流通の確保に努めるものとします。指定手続等</li> </ul>

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場銘柄に係る新規上場時の外国 ETF サポート・メンバー又は外国 ETF サポート・メンバーに準じるものとしての指定については、原則として、新規上場申請時に申込を行い、上場承認日に指定を行うこととします。</li> </ul>	<p>は、外国 ETF サポート・メンバーと同じですが、基本的方針の提出、通知・公表及び取引料の返戻はありません。</p>
5 . その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国 ETF については、上場申請時に、指定参加者から業務規程第 68 条に規定する円滑な流通の確保に関する確認を求めることとします。</li> </ul>	
実施時期（予定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年 6 月を目途に実施します。</li> </ul>	

以上